



AVANT
GROUP



2024年10月17日

各 位

会 社 名 株式会社アバントグループ
代表者名 代表取締役社長 森川 徹治
(コード:3836、東証プライム市場)
問合せ先 取締役財務担当 春日 尚義
(TEL:03-6388-6739)

業績連動型株式報酬制度に基づく株式の交付のための 自己株式処分に関するお知らせ

当社は、2024年10月17日付の取締役会において、以下のとおり、業績連動型株式報酬制度に基づく株式の交付のための自己株式処分（以下「本自己株式処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 処分の概要

| | |
|--------------------|--|
| (1) 払込期日 | 2024年11月5日 |
| (2) 処分する株式の種類及び株式数 | 当社普通株式 28,233株 |
| (3) 処分価額 | 1株につき 2,280円 |
| (4) 処分価額の総額 | 64,371,240円 |
| (5) 割当予定先 | 当社の取締役2名 28,233株 |
| (6) その他 | 本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券通知書を提出しております。 |

2. 処分の目的及び理由

本自己株式処分は、次のとおり、当社の取締役に対して業績連動型株式報酬制度に基づき当社の普通株式の自己株式処分を行うものであり、2021年に権利付与した評価期間を3年間とする制度（以下「制度1」といいます。）及び2023年に権利付与した評価期間を1年間とする制度（以下「制度2」といいます。）に基づくものです。

当社は、制度1については、取締役の報酬と会社業績及び当社の株式価値との連動性をより明確化すること等により取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、取締役と株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、当社の取締役に対する中長期業績連動型株式報酬制度として当社の普通株式を交付するパフォーマンス・シェア・ユニット制度を導入しております。

本制度 1 につきましては、2018 年 9 月 19 日開催の第 22 期定時株主総会において、当社が制度 1 に基づき現物出資財産として取締役（当時は監査等委員会設置会社への移行前であり、社外取締役を除くものとされておりました。）に交付する金銭報酬債権の金額は各対象期間につき 100 百万円以内、当社が制度 1 に基づき取締役に交付する株式数は、取締役 1 名当たり年間 60,000 株以内、取締役全員で年間合計 100,000 株以内とすること、及び評価期間を 3 年間とすることを含む制度 1 の内容（詳細は後述のとおりです。）等につきご承認いただいております。なお、2021 年 9 月 28 日開催の第 25 期定時株主総会において代表取締役に制度 1 に基づく報酬を支給するための条件を定めております（その内容は後述します。）。

また、制度 2 については、持続的な株価の向上による取締役と株主の皆様との価値共有をより一層図り、対象取締役に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として制度 1 を改定したものであり、2023 年 9 月 27 日開催の第 27 期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。以下、制度 1 及び制度 2 の対象となる取締役を「対象取締役」といいます。）に対して支給する上限金額及び上限株式数は制度 1 と同様として、評価期間を 1 年間とすることを含む制度 2 の内容についてご承認をいただいております。

本自己株式処分は、制度 1 及び制度 2 に基づき、当社の取締役に当社普通株式を交付するために行われるものであり、当社の取締役 2 名に対して金銭報酬債権 64,371,240 円を支給し、それを現物出資させて、当社の普通株式 28,233 株を交付いたします。

制度 1 及び制度 2 の詳細、交付株式数の計算過程は以下のとおりです。

(1) 制度 1 の詳細及び制度 1 に基づく交付株式数の計算

(ア) 制度 1 の詳細

① 対象期間

対象期間は当社の各年の定時株主総会の日の属する月から 3 年間とします。

② 支給方法

対象期間終了後、対象取締役に株式成長率に応じた株式を交付するための金銭報酬債権を支給し、それを現物出資させて当社の普通株式を交付します。

③ 交付株式数と基準交付株式数の計算

交付株式数は基準交付株式数に所定の株式交付割合を乗じた数とします。基準交付株式数は、中長期業績連動報酬基準額を、対象期間終了後 2 か月以内に開催される当該交付のための株式の発行又は自己株式の処分を決定する取締役会の決議（以下「交付取締役会決議」といいます。）の日の前営業日における東京証券取引所における当社株式の普通取引の終値（同日に取引が成立していない場合には、それに先立つ直近取引日の終値を指します。）で除して算出いたします。なお、対象期間終了月（3 年後の 9 月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値が対象期間開始月（2021 年 9 月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値を下回った場合には、当該対象期間については、取締役に對して本制度に基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

④ 株式交付割合

株式交付割合は、対象期間中の当社の株主総利回り（Total Shareholder Return）を、対象期間中の東証株価指数（TOPIX）の成長率で除した当社株式成長率の水準に応じて算出します。具体的な株式交付割合と当社株式成長率の計算式は以下のとおりです。

| | | | |
|------------------|--------------------------------------|------------------|--------------------------------|
| 株式交付割合 | : | ① 当社株式成長率が | : 0% |
| | | 100%未満の場合 | |
| | | ② 当社株式成長率が | : 33% × (当社株式成長率 - 100%) ÷ 12% |
| | | 100%以上 112%未満の場合 | |
| ③ 当社株式成長率が | : 33% + 67% × (当社株式成長率 - 112%) ÷ 38% | | |
| 112%以上 150%以下の場合 | | | |
| ④ 当社株式成長率が | : 100% | | |
| | | 150%を超える場合 | |

$$\begin{aligned} \text{当社株式成長率} &= \frac{\text{対象期間中の当社 TSR (Total Shareholder Return (株主総利回り))}}{\text{対象期間中の TOPIX の成長率}} \\ &= \frac{(B + C) \div A}{E \div D} \end{aligned}$$

A: 対象期間開始月（当年 9 月）の東京証券取引所における普通株式の終値の単純平均値

B: 対象期間終了月（3 年後の 9 月）の東京証券取引所における普通株式の終値の単純平均値

C: 対象期間中の剰余金の配当に係る 1 株当たり配当総額

D: 対象期間開始月（当年 9 月）の TOPIX の単純平均値

E: 対象期間終了月（3 年後の 9 月）の TOPIX の単純平均値

⑤ 株式の併合・分割等による調整

当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他以上の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

⑥ 対象取締役が死亡により退任した場合等

対象取締役が死亡により退任した場合、当社についての一定の組織再編等が当社の株主総会等にて承認された場合等には、株式交付分に代わり、各対象期間につき 100 百万円以内にて金銭を支給いたします。

⑦ 代表取締役に対する報酬の支給の条件

代表取締役社長については、以下の方法により計算される調整後 1 株利益の対象期間終了時までの 3 年間の年率成長率（CAGR）が 18% を下回る場合には、本制度に基づいて金銭報酬は支

給されないものとします。

調整後 1 株利益の 3 年間の年率成長率の計算方法

$$\begin{aligned} \text{調整後 1 株利益} &= (\text{親会社株主に帰属する当期純利益} - \text{特別損益}) \div \text{期中平均発行済株式数} \\ \text{調整後 1 株利益の年率成長率} &= \left[\frac{\text{調整後当期 1 株利益}}{\text{4 年前の調整後 1 株利益}} \right]^{\frac{1}{3}} - 1 \end{aligned}$$

(イ) 制度 1 に関して交付する株式数の計算

① 対象期間

2021 年 9 月から 2024 年 9 月までの 3 年間を対象とします。

② 交付株式数の計算

基準交付株式数 = 中長期業績連動報酬基準額 ÷ 交付取締役会前営業日 (10 月 16 日) の終値
= 15 百万円 ÷ 2,280 円 = 6,579 株

交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合
= 6,579 株 × 21.2 = 1,395 株

③ 株式交付割合の計算

対象期間中の当社株主総利回り = $(2,085.3 + 47) \div 1,553.3 = 137.3\%$

対象期間中の TOPIX の成長率 = $2,628.8 \div 2,063.0 = 127.4\%$

当社株式成長率 = 対象期間中の当社株主総利回り ÷ 対象期間中の TOPIX の成長率
= $137.3\% \div 127.4\% = 107.7\%$

株式交付割合は上記 (1) ②を適用し、21.2%となります。

④ 代表取締役に対する報酬の支給の有無

調整後の 1 株利益の対象期間終了時までの 3 年間の年率成長率 (CAGR) は 14.7%となっており、代表取締役に制度 1 に基づく中長期業績連動報酬は支払われません。

(2) 制度 2 の詳細及び制度 2 に基づく交付株式数の計算

(ア) 制度 2 の詳細

① 対象期間

対象期間は毎年 9 月から翌年の 9 月までの 1 年間とします。

② 支給方法

対象期間の終了後に、制度 2 に基づいて対象取締役に交付する株式の払込金額の合計額に相当する金銭報酬債権を支給し、対象取締役から当該金銭報酬債権の現物出資を受けて、当社普通株式を交付します。

③ 交付株式数と基準交付株式数の計算

制度 2 は、対象期間の終了時に対象期間の開始時より当社の株価が値上がりしたことを条件と

して当社普通株式を交付する部分（パートⅠ）と当社の株式成長率に応じて算定する当社普通株式を交付する部分（パートⅡ）から構成します。

パートⅠは、対象期間が開始した月（毎年 9 月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値と対象期間が終了する月（翌年 9 月）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値を比較して、後者が前者を上回ることを条件として、当社取締役会において決定した数の当社普通株式（基準交付株式数）を交付します。

パートⅡにおける交付株式数は、基準交付株式数に、当社株式成長率に応じて決定される株式交付割合を乗じて決定いたします。なお、対象期間終了月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値が対象期間開始月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の単純平均値を下回った場合には、当該対象期間については、対象取締役に対してパートⅡに基づいて金銭報酬債権は支給されず、当社株式も交付されません。

④ 株式交付割合

パートⅡの株式交付割合は、対象期間中の当社の株主総利回り（Total Shareholder Return）を、対象期間中の東証株価指数（TOPIX）の成長率で除した当社株式成長率の水準に応じて算出します。株式交付割合の計算式は制度 1 と同様であり、当社株式成長率の計算式は以下のとおりです。

$$\begin{aligned} \text{当社株式成長率} &= \frac{\text{対象期間中の当社 TSR (Total Shareholder Return (株主総利回り))}}{\text{対象期間中の TOPIX の成長率}} \\ &= \frac{(B + C) \div A}{E \div D} \end{aligned}$$

A: 対象期間開始月（当年 9 月）の東京証券取引所における普通株式の終値の単純平均値

B: 対象期間終了月（1 年後の 9 月）の東京証券取引所における普通株式の終値の単純平均値

C: 対象期間中の剰余金の配当に係る 1 株当たり配当総額

D: 対象期間開始月（当年 9 月）の TOPIX の単純平均値

E: 対象期間終了月（1 年後の 9 月）の TOPIX の単純平均値

⑤ 株式の併合・分割等による調整

当社普通株式の株式分割（当社普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他以上の算定項目の調整が必要な事由が生じた場合には、当該項目を合理的な範囲で調整いたします。

⑥ 対象取締役が死亡により退任した場合等

対象取締役が死亡により退任した場合、当社についての一定の組織再編等が当社の株主総会等にて承認された場合等には、必要に応じて、当社の取締役会が合理的に定める時期に、当社の普通株式に代えて、当社取締役会が合理的に定める額の金銭を支給することがあります。

(イ) 制度 2 に関して交付する株式数の計算

① 対象期間

2023年9月から2024年9月までの1年間を対象とします。

② 交付株式数及び株式交付割合の計算

(i) パート1

2023年9月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(1,346.00円)を、2024年9月の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値(2,085.30円)が上回るため、対象取締役2名に合計14,551株を交付します。

基準交付株式数 = 中長期業績連動報酬基準額 ÷ 交付取締役会前営業日(10月16日)の終値
= 33.075百万円 ÷ 2,280円 = 14,507株

交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合
= 14,507株 × 100% = 14,507株

(ii) パート2

基準交付株式数 = 中長期業績連動報酬基準額 ÷ 交付取締役会前営業日(10月16日)の終値
= 33.075百万円 ÷ 2,280円 = 14,507株

交付株式数 = 基準交付株式数 × 株式交付割合
= 14,507株 × 85.0% = 12,331株

株式交付割合の計算

対象期間中の当社株主総利回り = $(2,085.30 + 19) \div 1,346.00 = 156.3\%$

対象期間中のTOPIXの成長率 = $2,628.8 \div 2,379.6 = 110.5\%$

当社株式成長率 = 対象期間中の当社株主総利回り ÷ 対象期間中のTOPIXの成長率
= $156.3\% \div 110.5\% = 141.5\%$

株式交付割合は85.0%となります。

3. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

本自己株式処分は、割当予定先に支給された金銭債権を出資財産として行われるものであり、その払込価額は、恣意性を排除した価格とするため、2024年10月16日(取締役会決議日の前営業日)の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である2,280円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、直近の株価に依拠できないことを示す特段の事情のない状況においては、当社の企業価値を適切に反映した合理的なものであって、対象取締役にとって特に有利な価額には該当しないと考えております。

以 上